

# 公的個人認証サービス 利用のご案内

福島県知事

本日提供した電子証明書は、下記の点に留意してご利用くださいますようお願いいたします。

- ① 電子証明書は、行政機関等に対する申請・届出等にあたり電子署名を行う際に利用してください。申請・届出時に行う電子署名は、自署や押印に相当する法的効果があります。
- ② 電子証明書等の格納媒体であるICカードは紛失、盗難等のないよう大切に取り扱いってください。
- ③ ICカードに設定したパスワードは他人に知られないように十分注意してください。また他人に容易に推測されるような番号（生年月日、電話番号など）を用いることも望ましくありません。安全のため「公的個人認証サービス利用者クライアントソフト」等を利用して必要に応じてパスワードを変更してください。またパスワードを定期的に変更することをお勧めします。
- ④ ICカードを無くした場合又はその恐れのある場合には、オンライン上で他人になりすまされる危険性があるため、電子証明書を失効する必要があります。住所地市区町村の窓口まで電子証明書の失効を申請してください。
- ⑤ 電子署名を行うときには、前提として次の環境が必要です。
  - (ア) 利用者クライアントソフト<sup>1</sup>及び(i)のドライバをインストールしたパソコン
  - (イ) 市区町村窓口において提示されるリストに、各市区町村の住基カードに対して動作確認済みとして掲載されているICカードリーダーライタ  
ICカードリーダーライタに関する情報については、公的個人認証サービスポータルサイト (<http://www.jpki.go.jp/>)（以下「ポータルサイト」という。）の「サービスの利用に必要なICカードリーダーライタについて」メニューをご参照ください。
- ⑥ 電子署名は、ICカードをICカードリーダーライタにセットし、予め設定したパスワードを入力することで行うことができます。なお、パスワードを5回連続して誤ると不正使用防止のためICカードが使用できなくなります（ロックされます）。この場合、住所地市区町村の窓口までロック解除を届け出てください。
- ⑦ 利用者クライアントソフトやICカードに格納されている「公的個人認証サービスにおける自己署名証明書」をパソコンに登録する際は、登録する証明書のフィンガープリント（証明書等が改ざんされていないことを証明するデータ）の値と、次に掲げるフィンガープリントの値を比較し、正しいものであることを確認してから登録してください（フィンガープリントの値はポータルサイトにも掲載されています）。

福島県知事の自己署名証明書<sup>2</sup>  
(SHA-1): 9E57CD8E5F81F71EFD6CFA350913CEC04F221D7B
- ⑧ 引越しや婚姻等により電子証明書の記載事項に変更が生じたときは、電子証明書が自動的に失効し、行政機関等への申請等に利用できなくなります。申請等を行う前には、自己の電子証明書の有効性を確認することをお勧めします。自己の電子証明書の有効性確認方法については、ポータルサイトの「オンライン窓口」メニューをご参照ください。
- ⑨ 公文書等に添付されている官職証明書及び職責証明書<sup>3</sup>を検証するサービスを提供しています。官職及び職責証明書検証サービス等は、ポータルサイトにある「各種サービス提供時間のご案内」を参照のうえご利用ください。
- ⑩ 公的個人認証サービスは、ポータルサイトに掲示されている「利用者規約」、「利用者ガイド」及び「福島県認証局運用規程」を熟読のうえご利用ください。その他、公的個人認証サービスに係わる情報は、ポータルサイトや福島県のホームページ等もご参照ください。

<sup>1</sup> 利用者クライアントソフトには複数の版があります。ご利用になる電子申請・届出システムに対応している版の利用者クライアントソフトをお使いください。利用者クライアントソフトの最新版や注意事項等の最新情報は、ポータルサイトに随時掲載します。

<sup>2</sup> 平成25年7月31日以降に電子証明書の交付を受けた方の場合の値です。これより前に電子証明書の交付を受けた方の値は、ポータルサイトに掲載されている値をご参照ください。

<sup>3</sup> 国や地方公共団体の機関の証明書のことです。